

(四街道市準用河川管理条例の一部改正に伴う令和8年度から令和11年度までの各年度における占用料の額の特例)

3 第2条の規定による改正後の四街道市準用河川管理条例別表第1 占用料の欄及び別表第2 占用料の欄に掲げる額にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる用途又は占用物件に係る令和8年度から令和11年度までの間における占用料については、それぞれ同表の占用料の欄に掲げる額により算出する。

(1) 流水占用料

区分	単価	占用料			
		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
鉱工業の用に供するもの	毎秒1 リット ルにつ き 1 年	円 3,000	円 3,500	円 4,000	円 4,500
その他の用に供するもの		206	162	118	74

(2) 土地占用料

区分	単価	占用料				
		令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	
工作物を 設置する 場合	第1種電柱	1本に つき 1年	円 960	円 970	円 980	円 990
	第2種電柱	1,060	1,170	1,280	1,390	
	第3種電柱	1,180	1,410	1,640	1,870	
	第1種電話柱	942	934	926	918	
	第2種電話柱	1,040	1,130	1,220	1,310	
	第3種電話柱	1,160	1,370	1,580	1,790	
	その他の柱類	1,460	1,120	780	440	
	鉄塔	占用面 積1平 方メー トルに つき 1年	824	768	712	656
	共架電線その他上 空に設ける線類	長さ1 メート	44	35	27	18

水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルその他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のものの外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの外径が0.15メートル未満のもの外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの外径が0.3メートル	ルにつき1年	160	130	100	70
			162	135	108	81
			169	147	125	103
			172	154	136	118
			184	178	172	166
			362	324	286	248

一トル以上0.4メートル未満のもの				
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	394	392	388	384
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	428	456	484	512
外径が1メートル以上ものの	520	640	760	880
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	1,800	1,800	1,800